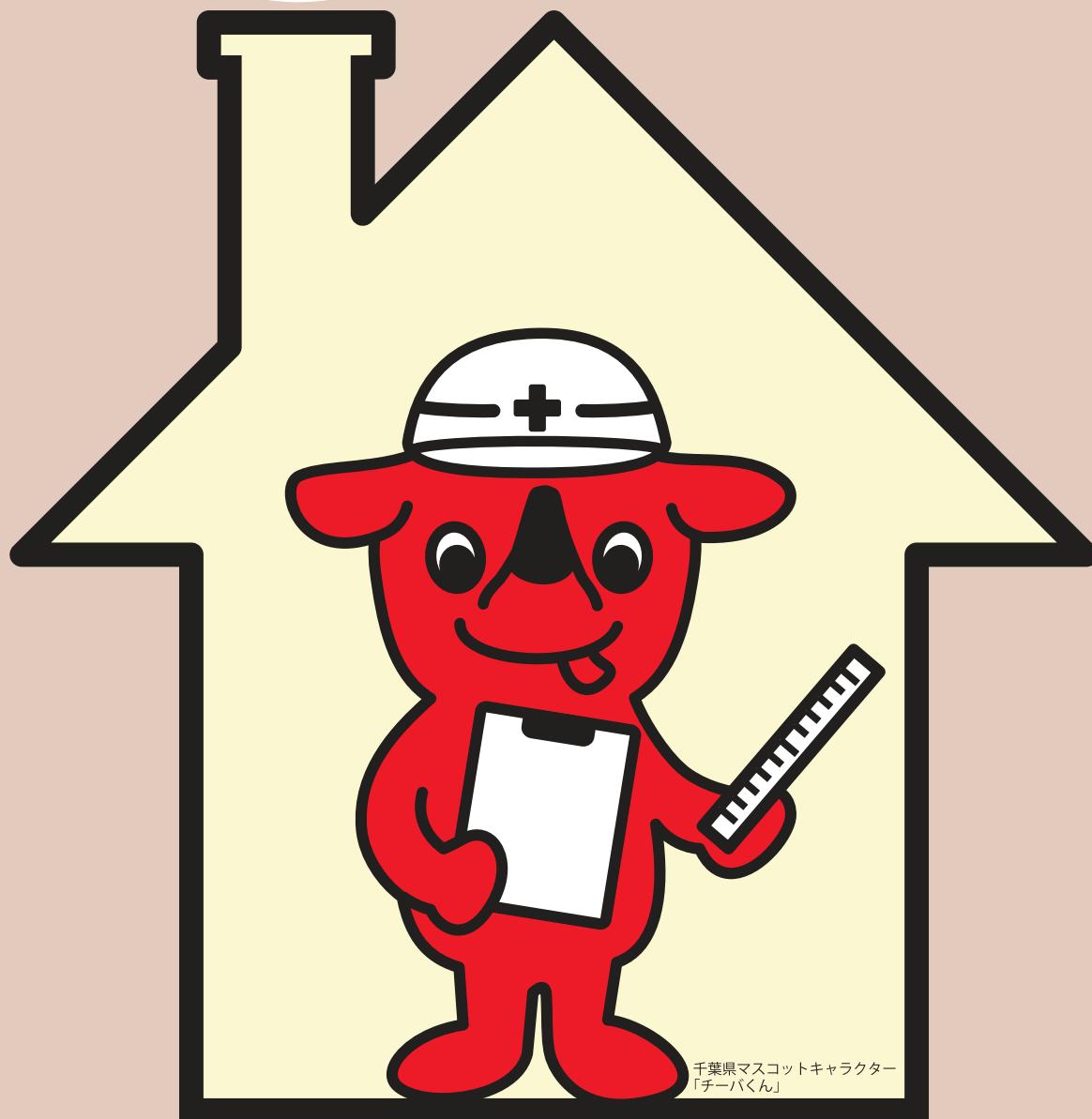


完了検査受けてますか？

建築基準法では確認済証の交付を受けたすべての建築物^{*}について完了検査が義務付けられています

*用途変更について確認済証の交付を受けたものは除く

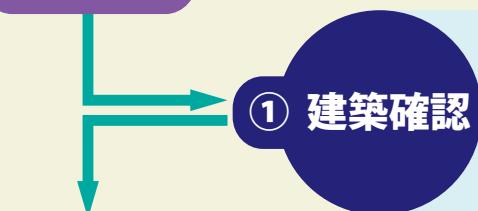


安全で安心な建築物を建てるために
建築士の責任に基づく設計や監理のほか
公的機関による確認や検査が必要です

安全で安心な建築物を建てるために必要な4つのこと



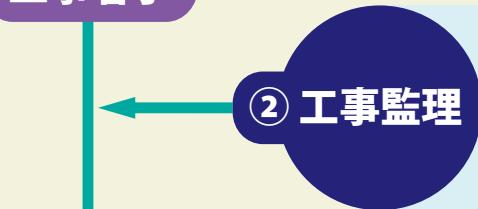
設 計



建築主*は、建築工事に着手する前に、確認申請書を建築主事や指定確認検査機関に提出し、建築物の計画について審査を受けなければなりません。審査の結果、法律への適合が認められると**確認済証**が交付されます。この**確認済証の交付を受ける前に工事に着手することはできません**。

*建築主とは、建築物に関する工事を注文した者（または請負契約によらないで自らその工事をする者）のことです。

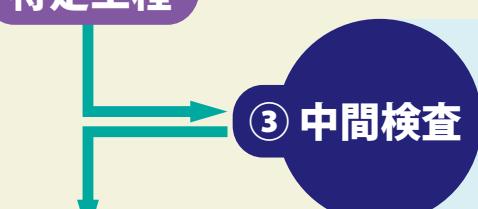
工事着手



工事監理とは、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおりに実施されているかどうか確認することです。建築主は、一定規模の建築物の**工事を行うためには工事監理者***を選定しなければなりません。工事監理者は**建築主**に工事監理報告書を提出します。

*工事監理者は、建築物の規模等に応じた資格を持つ**建築士**でなければなりません。

特定工程*



建築主は、安全性に関わる工程*が終了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。検査の結果、法律への適合が認められると**中間検査合格証**が交付されます。この**中間検査合格証の交付を受ける前に、次の工程に着手することはできません**。

*中間検査は、特定行政が指定した一定の規模・構造等をもつ建築物等を対象として、指定された工程（特定工程）が終了した段階で行います。詳しくはお近くの特定行政までお問い合わせください。

工事完了



建築主は、確認済証の交付を受けた建築物*について、工事が完了したら、その工事が計画どおり実施されたかどうか、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。検査の結果、法律への適合が認められると**検査済証**が交付されます。**検査済証**は確認済証や図面等と一緒に**大切に保管**しましょう。

*用途変更是除きます。

使用開始

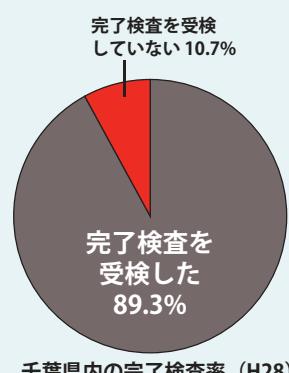
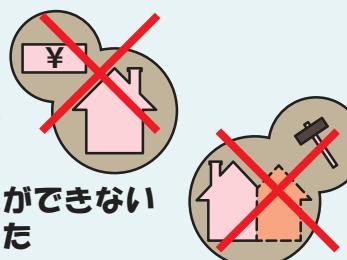
完了検査を受けないと誰が困る・・・？

完了検査を受けていない**建築物の持ち主**には**大きなリスク**があります。違反建築物の持ち主は、**自らの責任で違反の是正工事を行わなければなりません**。

こんなトラブルが・・・



- ・建築工事の融資や補助金を受けられない
- ・売買の際に建築物の価値が下がった
- ・将来の増改築や大規模な修繕等の手続きができない
- ・違反が発覚し、是正工事にお金がかかった



千葉県内の完了検査率 (H28)

知っていますか・・・？

- ・住宅を取引する際には、宅地建物取引業法に基づき重要事項説明書に**検査済証等の保存状況**を記載する必要がありますので、大切に保管してください。
- ・違反建築物を防止するため、千葉県内では**年間約1000回のパトロール**が行われています。
- ・建築基準法に違反した場合は、法律により**一年以下の懲役または百万円以下の罰金等**に処せられることがあります。

このリーフレットに関するお問い合わせ

千葉県特定行政庁連絡協議会 事務局（千葉県建築指導課 TEL：043-223-3181）またはお近くの特定行政庁までお問い合わせください

（特定行政庁）千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市

（限定特定行政庁）鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、白井市、印西市